

少子化対策統括本部設置要綱

平成22年7月30日

大臣伺い定め

1 目的

少子化は我が国の直面する最大の課題であることを踏まえ、次の(1)及び(2)を推進するため、厚生労働省内に「少子化対策統括本部」(以下「本部」という。)を設置する。

- (1) 社会保障関連施策・労働関連施策を総動員し、厚生労働行政における少子化対策を一元的かつ制度横断的に検討・推進すること
- (2) 厚生労働行政のあらゆる施策を少子化対策の推進という観点から捉え直して展開すること

2 本部の構成

- (1) 省内に、厚生労働大臣が指名する厚生労働大臣政務官を長とする本部を設置する。
- (2) 本部に本部長代理及び副本部長を置く。
- (3) 本部長代理は、厚生労働事務次官及び厚生労働審議官とし、副本部長は、雇用均等・児童家庭局長とする。
- (4) 本部に本部員を置き、本部員は別紙1に掲げる職にある者とする。ただし、本部長が必要があると認めるときは、本部員を追加することができる。

3 本部の運営

- (1) 本部長は、上記1(1)の目的のため、コア会議を開催する。
- (2) コア会議のメンバーは、本部長、本部長代理、副本部長及び政策統括官(社会保障担当)とする。
- (3) 本部長は、上記1(2)の目的のため、拡大会議を開催する。
- (4) 拡大会議のメンバーは、コア会議のメンバーに加え、全本部員とする。
- (5) 本部長は、必要に応じ、コア会議及び拡大会議にその構成員以外の者の参加を求めることができる。

4 事務局

- (1) 本部に事務局を置く。
- (2) 事務局に事務局長、事務局長代理、検討チーム及び少子化対策推進室を置く。
- (3) 事務局長は政策統括官（社会保障担当）とし、事務局長代理は大臣官房審議官（少子化対策担当）とする。
- (4) 検討チームの構成員は、本部長が指名した者とする。
- (5) 少子化対策推進室は、本部長直属とし、特に上記 1（1）の検討を行う。
- (6) 少子化対策推進室の構成員は、本部長が指名した者とする。
- (7) 事務局の庶務は、関係部局の協力を得て、厚生労働省大臣官房総務課において処理する。

5 附則

この要綱は、平成 22 年 7 月 30 日から施行する。

別紙

大臣官房長

総括審議官

職業安定局長

保険局長

年金管理審議官

政策統括官（社会保障担当）

政策統括官（労働担当）

少子化対策統括本部設置要綱（新旧対照表）

（平成22年7月30日 大臣伺い定め）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>1 目的</p> <p>少子化は我が国の直面する最大の課題であることを踏まえ、次の(1)及び(2)を推進するため、厚生労働省内に「少子化対策統括本部」（以下「本部」という。）を設置する。</p> <p>(1) 社会保障関連施策・労働関連施策を総動員し、厚生労働行政における少子化対策を一元的かつ制度横断的に検討・推進すること</p> <p>(2) 厚生労働行政のあらゆる施策を少子化対策の推進という観点から捉え直して展開すること</p> <p>2 本部の構成</p> <p>(1) 省内に、<u>厚生労働大臣が指名する厚生労働大臣政務官</u>を長とする本部を設置する。</p> <p>(2) 本部に<u>本部長代理及び副本部長</u>を置く。</p> <p>(3) 本部長代理は、<u>厚生労働事務次官及び厚生労働審議官</u>とし、副本部長は、<u>雇用均等・児童家庭局長</u>とする。</p> <p>(4) 本部に本部員を置き、本部員は別紙に掲げる職にある者とする。ただし、本部長が必要があると認めるときは、本部員を追加することができる。</p> <p>(5) （削除）</p> <p>3 本部の運営</p> <p>(1) 本部長は、上記1(1)の目的のため、コア会議を開催する。</p> <p>(2) コア会議のメンバーは、本部長、本部長代理、<u>副本部長及び政策統括官（社会保障担当）</u>とする。</p> <p>(3) 本部長は、上記1(2)の目的のため、拡大会議を</p>	<p>1 目的</p> <p>少子化は我が国の直面する最大の課題であることを踏まえ、次の(1)及び(2)を推進するため、厚生労働省内に「少子化対策統括本部」（以下「本部」という。）を設置する。</p> <p>(1) 社会保障関連施策・労働関連施策を総動員し、厚生労働行政における少子化対策を一元的かつ制度横断的に検討・推進すること</p> <p>(2) 厚生労働行政のあらゆる施策を少子化対策の推進という観点から捉え直して展開すること</p> <p>2 本部の構成</p> <p>(1) 省内に、<u>厚生労働審議官</u>を長とする本部を設置する。</p> <p>(2) 本部に<u>本部長代理、総括副本部長及び副本部長</u>を置く。</p> <p>(3) 本部長代理は、<u>大臣官房長</u>とし、<u>総括副本部長</u>は、<u>雇用均等・児童家庭局長</u>とし、<u>副本部長</u>は、<u>政策統括官（社会保障担当）及び政策統括官（労働担当）</u>とする。</p> <p>(4) 本部に本部員を置き、本部員は別紙1に掲げる職にある者とする。ただし、本部長が必要があると認めるときは、本部員を追加することができる。</p> <p>(5) 本部の下に幹事を置き、幹事は別紙2に掲げる職にある者とする。</p> <p>3 本部の運営</p> <p>(1) 本部長は、上記1(1)の目的のため、コア会議を開催する。</p> <p>(2) コア会議のメンバーは、本部長、本部長代理、<u>総括副本部長及び副本部長</u>とする。</p> <p>(3) 本部長は、上記1(2)の目的のため、拡大会議を</p>

開催する。

- (4) 拡大会議のメンバーは、コア会議のメンバーに加え、全本部員とする。
- (5) 本部長は、必要に応じ、コア会議及び拡大会議にその構成員以外の者の参加を求めることができる。

4 事務局

- (1) 本部に事務局を置く。
- (2) 事務局に事務局長、事務局長代理、検討チーム及び少子化対策推進室を置く。
- (3) 事務局長は政策統括官（社会保障担当）とし、事務局長代理は大臣官房審議官（少子化対策担当）とする。
- (4) 検討チームの構成員は、本部長が指名した者とする。
- (5) 少子化対策推進室は、本部長直属とし、特に上記1(1)の検討を行う。
- (6) 少子化対策推進室の構成員は、本部長が指名した者とする。

- (7) 事務局の庶務は、関係部局の協力を得て、厚生労働省大臣官房総務課において処理する。

5 附則

この要綱は、平成22年7月30日から施行する。

別紙

大臣官房長
総括審議官
職業安定局長
保険局長
年金管理審議官
政策統括官（社会保障担当）

開催する。

- (4) 拡大会議のメンバーは、コア会議のメンバーに加え、全本部員とする。
- (5) 本部長は、必要に応じ、コア会議及び拡大会議にその構成員以外の者の参加を求めることができる。

4 事務局

- (1) 本部に事務局を置く。
- (2) 事務局に事務局長、副事務局長、少子化対策推進室及び拡大推進チームを置く。
- (3) 事務局長は総括審議官とし、副事務局長は大臣官房審議官（少子化対策担当）とする。

- (4) 少子化対策推進室は、本部長直属とし、特に上記1(1)の検討を行う。
- (5) 少子化対策推進室の構成員は、本部長が指名した者とする。
- (6) 拡大推進チームは、主に上記1(2)を行う。
- (7) 拡大推進チームの構成員は、本部長が指名した者とする。
- (8) 事務局の庶務は、関係部局の協力を得て、厚生労働省大臣官房総務課において処理する。

5 附則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

別紙1

総括審議官
技術総括審議官
大臣官房審議官（少子化対策担当）
大臣官房統計情報部長
医政局長
健康局長

政策統括官（労働担当）

労働基準局長
労働基準局勤労者生活部長
職業安定局長
職業能力開発局長
社会・援護局長
社会・援護局障害保健福祉部長
老健局長
保険局長
年金局長
社会保険庁総務部長

別紙 2

（削除）

別紙 2

大臣官房人事課長
大臣官房参事官（人事担当）
大臣官房総務課長
大臣官房参事官（総務担当）
大臣官房会計課長
大臣官房参事官（会計担当）
大臣官房地方課長
大臣官房参事官（地方担当）
大臣官房厚生科学課長
大臣官房統計情報部企画課長
医政局総務課長
健康局総務課長
労働基準局総務課長
労働基準局勤労者生活部企画課長
職業安定局総務課長
職業能力開発局総務課長
雇用均等・児童家庭局総務課長
社会・援護局総務課長
社会・援護局障害保健福祉部企画課長
老健局総務課長
保険局総務課長
年金局総務課長
参事官（社会保障担当）
参事官（労働政策担当）
社会保険庁総務部総務課長